

不正行為の取り扱いについて

1. 次のことをすると不正行為となることがあります。

- ① 出願時、故意に虚偽の入力、志願者本人以外の写真データをアップロードすること。
- ② カンニング（試験時間中にメモや参考書などの資料を隠し持つ、他の受験生の解答用紙を見る、他の人から解答を教わるなど）をすること。
- ③ 他の受験生に解答を教えたり、カンニングの手助けをすること。
- ④ 志願者以外が志願者になりすまして受験すること。
- ⑤ 試験時間中に携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書などの電子機器類を身につけること、使用すること。
- ⑥ 試験開始の指示前に問題冊子、解答用紙に触れること。
- ⑦ 試験終了の指示に従わず、筆記用具を持つ、解答を続けること。
- ⑧ 試験時間中に長い間、机の下に手を入れたり、服のポケットなどに手を入れたりすること。
- ⑨ 試験場において他の受験生の迷惑となる行為をすること。
- ⑩ 試験場において試験監督などの指示に従わないこと。
- ⑪ その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

2. 不正行為の疑いがある場合には、次の対応をとることがあります。

- ① 試験監督などが注意をすること。
- ② 試験監督などが事情を聴くこと。
- ③ 別室での受験を求めること。

3. 不正行為と認められた場合には、次の対応をとることがあります。

- ① その場で受験中止と退出を求め、それ以後の受験を認めないこと。
- ② 受験した全ての教科・科目の成績を無効とすること。
- ③ 当該年度において本学の全ての入学試験の受験を認めないこと（入学検定料は返還しない）。
- ④ 当該年度において本学の全ての入学試験の結果を無効とすること。